

事務連絡
令和3年2月15日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設等を含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が令和3年2月3日に成立し、2月13日から施行されました。

また、分科会での議論経過等を踏まえ、2月9日にワクチン接種における実施体制や接種順位等についての考え方を示した「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が取りまとめられました。(別添3)

これらを踏まえ、2月12日に開催された第55回新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更され、

- ・改正法に基づく重点措置区域における取組
- ・予防接種

等の記載が追加されました。(別添1及び別添2)

各都道府県バス協会におかれましては、会員事業者へ基本的対処方針の変更及び改正法における差別的取扱い等の防止に関する規定の内容について周知いただきますようお願いいたします。

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡
- ・ (別添1)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について」
- ・ (別添2)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・ (別添3)新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について
- ・ (別添4)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡
「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における
差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について